第3 店舗販売業

| 法令の定め | 審查基準 | 指導基準 |
|--|---|---|
| 店舗販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の 所在地の都道府県知事が与える。 (法第26条第1項) | | |
| I 構造設備 1 店舗販売業の店舗の構造設備が、厚生労働省 令で定める基準に適合しないときは、法第26 条第1項の許可を与えないことができる。 (法第26条第4項) | | 店舗販売業の構造設備 1 店舗販売業と公道等に接する部分が、シャッター のみの店舗についてはシャッターの内側にガラス戸 等を設けること。 |
| 2 厚生労働省令で定める構造設備の基準は、次のとおりである。 (1) 医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、店舗であることがその外観から明らかであること。 (構規第2条第1号) (2) 換気が十分であり、かつ、清潔であること。 (構規第2条第2号) (3) 当該店舗販売業以外の店舗販売業の店舗又は薬局の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。 | | |
| (構規第2条第3号) (4)面積は、おおむね13.2m²以上とし、店舗販売業の業務を適切に行うことができるものであること。 (構規第2条第4号) | 売業の店舗として独立して営業できる形態であること。 イ 当該店舗を閉店した後に、当該店舗と薬局又は別の店舗販売業の店舗が自由に往来できる構造は認めないこと。 2-(4) 店舗の面積等 ア 13.2m²以上とする。 イ 面積は、内のり寸法を計測し、床面積を算定することとする。 ウ 医薬品販売等の売場等は、原則として同一フロアーに連続して設置した構造であること。 | |
| | エ 天井の高さは、床面から天井までの高さが2.1m以上(建築基準法施行令第21条)なければなでは、ただし、高さが1m以上2.1m未満の場場であるに、大変をし、大変を取扱上、支障がないると、大変を取扱上、支障がないると、大変をは、たって、大変をはないできる。 オ 百貨店、スーパー等内にある店舗であるにとができる。 オ 百貨店、スーパー等内にある店舗であるにといる。 でき場とによること。 ①店舗の床面の色を変えたり、テープ等(容易明明ないもの)を床面に貼付する等店舗部分を明示するとともに当該店舗が他の売場と接すること。 例ケースで固定するかパネル等で区分すること。 | 4 百貨店、スーパー等の一角を店舗とする場合は、 許可店舗内に専用のレジを設けること。ただし、レ ジをもって対面販売の施設としない。 |

| 法令の定め | 審查基準 | 指導基準 |
|---|---|--|
| (5)医薬品を通常陳列し、又は交付する場所にあっては、60ルックス以上の明るさを有すること。 (構規第2条第5号) | ②店舗が他の売場等への通路とができる場所できる場所できることがわかる表示がなっていると。 ③一見していることがの物を取扱う場合にことがわかる表示がなられていると。 カ 店舗を販売であることがわかる表示がなられていると。 カ 店舗が、、との場合にの物を取扱う場合にならのである。 | 5 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を陳列する場所は、原則情報提供カウンターより内部にあること。 6 指定第2類医薬品の陳列場所は、対面販売の設備から死角とならない場所とすることが望ましい。 |
| | ア シャッター、パーティション、カーテンネット等の構造設備により、物理的に遮断なものであることが困難なものとと。なお、工事用コーン様のものを置くことが出来ない。陳列する場所が、これを防止する設備は認い場合は、スクリーン等により医薬品が見えない構造とすること。イ 可動式の構造設備の場合は、従事者以外の者があったとができない措置が講じられるものであること。 | る場合は併せて、「医薬品を販売できない」旨及び 「その理由」を消費者に見やすいよう表示しするこ |
| 冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合は、 この限りでない。 (構規第2条第7号) | 冷暗貯蔵設備は、電気又はガス冷蔵庫であること。 ただし、生物学的製剤を取扱う場合は、自記温度計 を備えた冷蔵庫を設置すること。 | |
| (8) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。ただし、 毒薬を取り扱わない場合は、この限りでない。 (構規第2条第8号) | 2-(8) 鍵のかかる貯蔵設備 鍵のかかる貯蔵設備は、「毒薬」と表示された固 定式の貯蔵設備であること。また、設備の材質は、 ガラス等壊れやすいものでないこと。 | |

| | | ct APOC to Mo |
|---|--|--|
| 法令の定め | 審査基準 | 指導基準 |
| (9) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確 に区別されていること。 (構規第2条第9号) | | ープ等(容易に剥がれないもの)を床面に貼付する |
| (10)要指導で、 | 2 - (10) 陳列設備の閉鎖構造及び方法 要指導医薬品の陳列設備には鍵をかける構造であること。 イ アに該当する構造にできない場合等にあっティ遮する構造にできない場合、パーテに該当する構造にできない場合では、要指導ネット等の構造とが開始を構造とででき、通常進行できる。 要は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 8 閉鎖の旨の表示 要指導医薬品を販売しないために、当該陳列場所 を閉鎖等する場合は併せて、「医薬品を販売できな い」旨及び「その理由」を消費者に見やすいよう表 示すること。なお、陳列設備に鍵をかける場合にあ |

- (11) 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗に 2-(11) 陳列設備の閉鎖構造及び方法 あっては、次に定めるところに適合するもの であること。
- イ 第1類医薬品を陳列するために必要な陳列 棚設備を有すること。
- ロ 第1類医薬品陳列区画に一般用医薬品を購 入し、若しくは譲り受け受けようとする者又 は一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受け た者若しくはこれらの者によって購入され、 若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用 する者が進入することができないよう必要な 措置が採られていること。ただし、第1類医 薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設 備その他一般用医薬品を購入し、若しくは譲 り受けようとする者又は一般用医薬品を購入
- ア第1類医薬品の陳列設備には鍵をかける構造で あること。
- イ アに該当する構造にできない場合等にあっては、 第1類医薬品陳列区画にシャッター、パーティシ ョン、ネット等の構造設備により、物理的に遮断 でき、通常進入することが困難で、医薬品を直接 手に取ることができない閉鎖措置を講じること。 なお、工事用コーン様のものを置くことで進入 を防止する設備は認めない。また、チェーンにつ いては、大人が跨ぎ、若しくは子供がくぐれない 様な構造とすること。
- ウ 可動式の構造設備の場合は、従事者以外者が動 かすことができない措置が講じられるものである こと。

| | | 店舗販売業 |
|---|---|-------|
| 法令の定め | 審査基準 | 指導基準 |
| (13)営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。 (構規第2条第13号) | 2-(13)必要な設備とは、画像又は映像をパソコン等により都道府県等の求めに応じて直ちに電送できる設備をいうこと。 | |
| Ⅱ 人的要件 1 次の各号のいずれかに該当するときは、店舗 販売業の許可を与えないことができる。 (1)薬剤師又は登録販売者を置くことその他その 店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行 う体制が適切に医薬品を販売し、又は授与する ために必要な基準として厚生労働省令で定める ものに適合しないとき。 (法第26条第4項) | | |
| 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を 行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3 号) 店舗販売業の業務を行う体制 店舗において医薬品の販売又は授与の業務を 行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。 | | |
| イ 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若して購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第36条の6第4項又は第36条の10第5項の根定による情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。 (体制省令第2条第1項第3号) | | |
| | | |

| | | 店舗販売業 |
|---|--|-------------------------|
| 法令の定め | 審查基準 | 指導基準 |
| 四 要指薬の 大変 いい で あい で で で で で で で で で で で で で で で で | っては、その開店時間の一週間の総和が30時間以上であり、そのうち、深夜(午後10 時から午前5時まで)以外の開店時間の一週間の総和が15 時間以上であることを目安とすること。 | |
| (体制省全条第4年) (体制省2条第4年) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (第) (4) (第) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | 務に関する適正管理 以下の内容を含む書面を作成し、当該内容に基づき業務を行うこと。 ア医薬品の情報提供及びその販売又は授与の業務 の適正管理に関する指針の策定 イででの実施 ウ事故報告体制の整備 工医薬品の情報提供(相談応需を含む)及びその 販売又は授与の適正管理のための業務手順 の作成及び実施 オ情報提供、適正管理のために必要な情報収集 カその他医薬品で管理を目的とした改善の方策 | 以下の内容を基本的に含む指針・手順書を作成する |

| 法令の定め | 審査基準 | 指導基準 |
|-----------|------|---|
| 本 要合 1) す | | エ 医薬品 の 等等と と () と () を (|

| 法令の定め | 審查基準 | 指導基準 |
|--|---|------|
| (2)申請者(申請者) (2)申請者(申請者) (2)申請者(申請者) (2)申請者(申請者) (2)申請者(申請者) (3)申請者(中面) (4)申請者(中面) (4)申請者(中面) (4)申请者(中面) (5)申请者(中面) (5)申请者(由面) (5)申 | ア 「薬事に関する業務に責任を有する役員」とは、そ 名役員が分掌 著務のの範囲を決関する法令な 文業務のの 、 | |

| | | 店舗販売業 |
|--|--|---|
| 法令の定め | 審査基準 | 指導基準 |
| 2 (1) に (1 | イ 店舗の管理者は、常時、その店舗を直接管理すること。これができない場合、店舗販売業者は長年でである。 者以外の一般用医薬品のうちから代行者を指定してその店舗を実地に管理させること。 | 1 管理者の勤務時間 管理者は、1週間あたりの勤務時間が32時間 確保されていること。 |
| | | |

| ** | | 店舗収売業 |
|---|---|---|
| 法令の定め | 審査基準 | 指導基準 |
| (3)店舗管理者は、3(1)及び(2)に規定する義務 並びに3(3)に規定する厚生労働省令で定める 業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働 省令で定める事項を遵守するために必要な能力 及び経験を有する者でなければならない。 (法第28条第3項) | | |
| (4)店舗管理者は、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではない。 (法第28条第4項) | 2 - (4)管理者の兼務 薬剤師である店舗の管理者がその店舗以外の場所 で業として、店舗の管理その他薬事に関する実務に 従事する場合は、次のとおりとする。 ア 非常勤の学校薬剤師を兼務する場合 イ 市町村又は公益法人が行う夜間休日診療所におい て調剤業務を兼務する場合 | 管理者の兼務 1 店舗を管理している薬剤師が公職に就任した場合ではおいて店舗の管理に専任することが、事実上不管理におりるといる薬剤師を以て当該店舗の管理におりるとのではならない。 2 店舗支援専門員を主きな場合は、い範囲で行うとのは、変剤師業務の遂行に支障を生じない範囲で行うと。 (1)薬剤・業務の遂行に支障を生じない範囲で行うととのとのでは、変剤が介護認定のでは、のででのでは、のででは、変別が変別が、変別が、変別が、変別が、変別が、変別が、変別が、変別が、変別が、 |
| 3 店舗管理者の義務 (1)店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずる剤師店は、その店舗に、とのでは事者を監督し、を管理をとり、登録して、登録して、を管理をののでは事務にして、をでは、とのでは、とのではない。 (法第29条第1項) (2)店舗管理者は、保健のでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、と | | |

| 法令の定め | 審查基準 | 指導基準 |
|--|------|------|
| (5)(3)の店舗管理者が遵守すべき事項は、次のと | | |
| おりとする。 イ 保健衛生上支障を生ずるおそれがないよ | | |
| うに、その店舗に勤務する薬剤師、登録販 | | |
| 売者その他の従業者を監督し、その店舗の 構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、 | | |
| その他その店舗の業務につき、必要な注意 をすること。 | | |
| ロ (2) の規定により店舗販売業者に対して | | |
| 述べる意見を記載した書面の写しを3年間 保存すること。 | | |
| (規則142条の2第2項) | | |
| (6)第1類薬品を販売する店舗の店舗管理者を補 佐する者として薬剤師を置いた場合、当該補佐 | | |
| する者は保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、店舗販売業者及び店舗管理者に対し必 | | |
| 要な意見を書面により述べなければならない。 | | |
| (規則第141条第2項) | | |
| 4 店舗販売業者の遵守事項 (1)厚生労働大臣は、厚生労働省令で、次に掲げ | | |
| る事項その他店舗の業務に関し店舗販売業者が | | |
| 遵守すべき事項を定めることができる。 イ)店舗における医薬品の管理の実施方法に関 | | |
| する事項 ロ)店舗における医薬品の販売又は授与の実施 | | |
| 方法(その店舗においてその店舗以外の場所に | | |
| いる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授 与する場合におけるその者との間の通信手段に | | |
| 応じた当該実施方法を含む。) に関する事項 | | |
| (法第29条の2第1項) (2)店舗販売業者は、その店舗管理者を指定した | | |
| ときは、店舗管理者の意見を尊重するととも に、法令遵守のために措置を講ずる必要がある | | |
| ときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の | | |
| 内容(措置を講じない場合にあつては、その旨 及びその理由)を記録し、これを適切に保存し | | |
| なければならない。 (法第29条の2第2項) | | |
| (3)店舗販売業者及び店舗管理者は、第1類医薬 | | |
| 品を販売する店舗管理者を補佐する者として薬 剤師を置いたときは、店舗管理者を補佐する者 | | |
| の意見を尊重するとともに、法令遵守のために 措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講 | | |
| じ、かつ、講じた措置の内容(措置を講じない | | |
| 場合にあつては、その旨及びその理由)を記録 し、これを適切に保存しなければならない。 | | |
| (規則第141条第3項) | | |

| Which control | | |
|---|------|--|
| 法令の定め | 審査基準 | 指導基準 |
| (4)店舗販売業者は、店舗の管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、管理者に行わせなければならない。ただし、店舗の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難である場合は、当該店舗販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。 (規則第144条第1項) | | 医薬品の試験検査 1 店舗販売業者は、店舗の管理者が医薬品の試験検査を行えるよう、試験検査機関の利用その他その実施方法をあらかじめ定めるように努めること。 2 登録試験検査機関 県内に所在する当該厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関の名称及び所在地は、次のとおりである。 奈良県製薬協同組合医薬品開発試験研究所奈良県御所市御所605-10 |
| 5 (1) のというでは、 | | |

| | | 店舗販売業 |
|---|------|-------|
| 法令の定め | 審查基準 | 指導基準 |
| ロ 次に掲げる(1)口に規定する体制を整備す | | |
| ること。 1)店舗の管理に関する業務その他の店舗販売 | | |
| 業者の業務の遂行が法令に適合することを確 | | |
| 保するために必要な規程の作成、店舗販売業 者の薬事に関する業務に責任を有する役員及 | | |
| び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並 | | |
| びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び 保存を行う体制 | | |
| 2)店舗販売業者が薬事に関する業務に責任を | | |
| 有する役員及び従業者の業務を監督するため に必要な情報を収集し、その業務の適正を確 | | |
| 保するために必要な措置を講ずる体制 | | |
| 3)1)及び2)に掲げるもののほか、店舗販 売業者の業務の適正を確保するために必要な | | |
| 人員の確保及び配置その他の店舗販売業者の | | |
| 業務の適正を確保するための体制 ハ 次に掲げる (1) ハに規定する措置を講ず | | |
| ること。 | | |
| 1)店舗販売業者の従業者に対して法令遵守の ための指針を示すこと。 | | |
| 2) 薬事に関する業務に責任を有する役員の権 | | |
| 限及び分掌する業務を明らかにすること。 3)店舗販売業者が2以上の許可を受けている | | |
| 場合にあつては、当該許可を受けている全て | | |
| の店舗において法第29条の3による法令遵 守体制が確保されていることを確認するため | | |
| に必要な措置 4)3)の場合であつて、2以上の店舗の法令 | | |
| 遵守体制を確保するために店舗販売業者(店 | | |
| 舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。以下この4)に | | |
| おいて同じ。)を補佐する者を置くときは、次 | | |
| に掲げる措置 (イ) 店舗販売業者を補佐する者が行う業務を | | |
| 明らかにすること。 | | |
| (p) 店舗販売業者を補佐する者が2以上の店舗の法令遵守体制を確保するために店舗管 | | |
| 理者から必要な情報を収集し、当該情報を | | |
| 店舗販売業者に速やかに報告するとともに、 当該店舗販売業者からの指示を受けて、店 | | |
| 舗管理者に対して当該指示を伝達するため | | |
| の措置 (ハ) 店舗販売業者が2以上の店舗の法令遵守 | | |
| 体制を確保するために店舗販売業者を補佐 | | |
| する者から必要な情報を収集し、店舗販売 業者を補佐する者に対して必要な指示を行 | | |
| うための措置 | | |
| | | |

| 法令の定め | 審査基準 | 指導基準 |
|---|---|---|
| 5) 医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に 関する業務が適切に行われ、かつ、医薬品 の購入等に関する記録に関する店舗販売業 者の義務が履行されるために必要な措置 6) 1) から 5) までに掲げるもののほか、前 号に規定する体制を実効的に機能させるため に必要な措置 (規則第147条の11の2) | | |
| Ⅲ 店舗における掲示店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該店舗を利用するために必要な情報であって厚生労働省令で定める事項を、当該店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。 (法第29条の4) 1 店舗における掲示掲示は、掲示板によること。 (規則第147条の12第1項及び第2項) | 1 店舗における掲示 見やすい場所として、できるだけ情報提供する場 | 2 薬局と紛らわしい「○○ファーマシー」は使用しないこと。 3 医薬品を取扱う施設としてふさわしい名称である |
| 2 販売又は授与する開店時間の掲示 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又 は授与する開店時間は、当該店舗内の見やすい 場所及び当該店舗の外側の見やすい場所に掲示 することにより行うものとする。 (規則第147条の13) | 内の見やすい場所及び当該店舗の外側の見やすい場 所への掲示を適切に行い、利用者が要指導医薬品等 を販売している開店時間を確認できるようにするこ | |
| IV 店舗販売業の更新許可店舗販売業の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 (法第24条第2項) | 店舗販売業更新許可 法第26条第2項による許可基準が確保されていること。 | |